

入札監理小委員会
第564回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第564回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和元年10月16日（水）17：16～18：40

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 実施要項（案）の審議
 - 能力開発基本調査
 - 国際航空旅客動態調査
 - 農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）（令和2年度開始事業）
3. 閉会

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、中川副主査、生島専門委員、川澤専門委員、辻専門委員、
三輪専門委員

（厚生労働省）

人材開発統括官人材開発政策担当参事官室 相本参事官（人材開発政策担当）

人材開発統括官政策企画室 田井職業能力開発指導官

人材開発統括官政策企画室 名和基盤整備係長

人材開発統括官政策企画室 丸田基盤整備係員

（国土交通省）

航空局航空ネットワーク部空港計画課空港施設高度利用推進室 楠山室長

航空局航空ネットワーク部空港計画課空港施設高度利用推進室 加藤課長補佐

航空局航空ネットワーク部空港計画課空港施設高度利用推進室 藤田研修員

（厚生労働省）

職業安定局雇用開発企画課農山村雇用対策室 小林室長

職業安定局雇用開発企画課農山村雇用対策室 佐野室長補佐

（事務局）

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○尾花主査 それでは、ただいまから第564回入札監理小委員会を開催します。

本日は、実施要項（案）の審議として、「能力開発基本調査」、「国際航空旅客動態調査」、「農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）（令和2年度開始事業）」の3件の審議を行います。

それでは、厚生労働省の「能力開発基本調査」の実施要項（案）について、厚生労働省人材開発統括官 人材開発政策担当参事官室 相本参事官より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○相本参事官 それでは、能力開発基本調査について御説明いたします。

まず、資料A-3を御覧ください。調査の目的でございますけれども、資料にもございますとおり、我が国の企業、事業所及び労働者の能力開発の実態を明らかにし、職業能力開発行政の基礎資料等とすることを目的として、平成13年度以降毎年度実施しているものでございます。

調査の概要につきましては、調査対象は、常用労働者30人以上を雇用している民营企业及び民営事業所並びに当該事業所に雇用されている常用労働者となっており、企業調査、事業所調査、個人調査の3種類から構成されております。調査の実施日は毎年10月1日現在としております。

調査事項につきましては、企業調査についてはOFF-JTや従業員の自己啓発に対する支援に支出した費用の額をはじめ、能力開発の実績・見込みなどについて調査をしております。

事業所調査につきましては、OFF-JTを実施したかどうかや、どのような内容で実施したかといった教育訓練の実施に関する事項や、人材育成に関してどのような問題があると考えているか、また、労働者のキャリア形成支援としてキャリアコンサルティングを行う仕組みがあるかどうかといった点について調査をしております。

個人調査につきましては、会社を通して受講した教育訓練としてOFF-JTを受講したかどうかや、それが役に立ったかどうかといった点や、自己啓発を行ったかどうかや、どのような自己啓発を行ったか、また、自己啓発の問題点などについて調査をしております。

なお、調査結果の公表につきましては、従前は3月末までに公表としておりましたけれども、1月末の調査票の提出締め切りから調査票の回答項目の記載チェック、データ入力、審査、集計、分析、加工などを行い、集計結果としてまとめるまで実質二月から三月の2

カ月間の作業期間しかなく、公表までに集計内容の精査に十分な時間を確保する必要があります。そのため、公表日を5月末までとしております。

調査の流れにつきましては、資料A-3の次のページを御覧ください。

初めに企業調査の流れですけれども、まず図の左下、厚生労働省において調査対象企業の抽出及び総務省との協議を経て調査票の作成を行います。これを受けて、委託先の民間事業者において、調査票の作成依頼、作成・印刷、依頼はがきの発送、調査票の発送などを行っていきます。また、本調査ではオンライン調査も実施しており、パソコン、タブレット等の情報端末を利用して回答することができます。こうしたオンライン調査環境の構築も民間事業者が行います。その後、図の真ん中の下になりますけれども、調査票が配布された調査対象企業において調査票の記入を行い、郵送またはオンライン回答にて提出していただきます。委託事業者においては、回収した調査票の内容チェックやデータ入力、集計などを行うとともに、未回収企業に対する督促を行います。集計結果につきましては、厚労省でその結果を審査した上で、委託事業者において報告書を作成し、厚労省で公表を行っております。

次に、事業所調査の流れについて御説明します。基本的な流れは企業調査と同様ですが、事業所調査につきましては、調査票の回収について調査員が調査対象事業所を訪問して行うこととしております。ただし、調査対象事業所は、民間事業者の調査員の訪問により回収を希望しない場合、郵送での回収も可能としております。

最後に、個人調査の流れについて御説明します。これも基本的な流れは企業調査と同様ですが、個人調査については、調査票の配布について、さきに説明した事業所調査の対象となっている事業所を経由して配布することとしております。先ほど事業所調査の説明の中で、調査員が事業所を訪問して調査票を回収すると御説明しましたが、その訪問の際、事業所の担当者の方に個人調査の調査票を手渡し、従業員への配布をお願いしております。ただし、調査対象事業所の担当者等が民間事業者の調査員の訪問による個人票の配布を希望しない場合、当該事業所の常用労働者数を聴取し、個人票の報告者（調査対象労働者）数を算出した上で、郵送により個人票を配布することも可能としております。調査票の回収につきましては、調査対象事業所の担当者等が封緘した報告者（調査対象労働者）の調査票をまとめて郵送、報告者による郵送またはオンライン回答のいずれかにより個人票を回収することとしております。

続きまして、実施要項（案）の主な変更点について御説明します。資料A-2を御覧く

ださい。

まず7ページを御覧ください。先ほどの調査の流れの中でも御説明させていただきましたが、事業所調査において、調査対象事業所が改修の際に調査員の訪問を希望しない場合について、郵送での回収も可能である旨ただし書きで記載しております。

続きまして同じく7ページから8ページにかけて個人調査です。こちらも配布の際に調査員の訪問を希望しない場合には、郵送での配布も可能である旨を記載しております。また、個人票の回収の際に、その場で一部または全部の対象者が回答した個人票の回収を希望した場合、あるいはその場で対象事業所が個人票をまとめて調査員により回収することを希望した場合、その場での回収は差し支えない旨、ただし書きで記載しております。

続きまして、3、委託業務の内容でございます。12ページを御覧ください。通し番号のヲのところですが、調査票にあらかじめ印刷しておく情報として、法人番号を追加しております。

それから飛びまして57ページと63ページをあわせて御覧ください。企業票と事業所票の表紙です。ここに法人番号の欄がありますけれども、例年、この欄は調査対象の企業・事業所に記載していただく方式をとっておりました。しかしながら、番号がよくわからない、調べるのに時間がかかるといった御意見をいただいていたことから、法人番号をこちらのほうでできる限り記載をしておくことで、対象企業・事業所の負担を軽減することにつながるものと考えております。

続きまして、戻りまして20ページを御覧ください。中ほどの③のところですが、オンライン回答のホームページにつきまして、ウェブ画面に、アンケートの質問の数は何問、アンケートの回答の所要時間は約何分かかりますというように、アンケートの全体像がイメージできるような記載とし、積極的にオンライン回答をしてもらえるようなウェブ環境とするように記載しております。これによりましてオンライン回答の敷居を低くして、オンラインでの回答率を上昇させることを目指すこととしております。

続きまして29ページを御覧ください。都道府県ごとの回収率についてです。昨年度までの実施要項では、この項目は31ページの5.の確保されるべき質として目標の一つとなっておりましたが、今回の実施要項（案）ではこれを目標から外しております。その理由といたしましては、都道府県ごとの回収率を見ますと、極端に回収率の低い都道府県があるとは言えない状況でございます。また、全国の企業及び事業所、労働者を調査対象として統一的に調査を実施していることから、全体としての回収率を定め、推移

を把握していくことで支障はないのではないかと考えていることによります。ただし、分析を行うことは重要になると考えておりますので、都道府県ごとの記録の作成につきましては引き続き実施してまいります。

続きまして、4、成果物の項目についてでございます。30ページを御覧ください。1期目の実施要領で納品することになっておりました経年変化報告書につきましては、製作しないこととし、調査報告書のみとしてでございます。経年変化報告書につきましては、過去の調査結果の経年変化を確認するための資料ですけれども、外部へ公開あるいは配布等はしておりませんでした。実施報告書と経年変化報告書を同時期に作成し、納品することは負担が大きく、受託者の負担軽減等も考え、この項目を削除したものでございます。これによりまして、人件費や印刷費も削減できるものと考えてございます。

最後に、競争性を高めるための取り組みについてです。1期目に引き続き事業規模の変動予定につきまして、実施要項、戻りまして恐縮でございますけれども、5ページ目を御覧ください。10%程度の範囲内での変動といったように想定される具体的な変動幅等を記載することにより、事業実施の予見性を高めたところでございます。

また飛びまして35ページをお願いいたします。35ページにおきまして、これまでどおり共同事業体による実施につきまして、代表者の選定など質を担保するための一定の要件を定めた上でこれを認めることとしているところでございます。

このような取り組みにより、本事業につきまして競争性の確保や費用の削減を図ってまいりたいと考えております。御審議のほどをよろしくいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの実施要項（案）の御説明について、御意見、御質問のある委員におかれましては御発言をお願いいたします。

○三輪専門委員 御説明ありがとうございます。何点か伺いたいことがあるのですが、1つは、第1期の事業の確保されるべき質がうまくいかなかったという点。例えば集計に誤りがあったということですが、その誤りの原因を特定されて、一体それは何なのかといったことはわかっているのかということと、それとあと、誤りを回避するためにどういう措置を講じる予定なのかといった点について伺いたいと思います。

それともう一つが、今度は回収率の話なのですけれども、確かに、基本的には全国の集計結果がとればよいというのは、まあ、ごもっともかとは思いますが、一方で、全体の回収率だけを設定した場合に、回収率が低い地域が仮に出た場合に、ほかのとれような地域で埋めてしまうといったふうなことが懸念としてはやっぱりあるわけです。そこ

で、仮に目標としてつけないまでも、事業者を管理する体制というか、今まではなかったとしても次に何があるかわかりませんので、極端に低いような地域が出ないような、あるいは出た場合にどうするかといったふうなことを少し検討されるとよいのではないかといいうふうに思っています。私からはまず2点ほどお聞きしたいことです。

○相本参事官 まず1点目の御質問でございます。集計表の誤りについてでございます。事実関係を申し上げますと、29年度の調査票で2つの票に誤り、それから30年度では10件の誤りがございました。内訳といたしましては、企業調査が1件、事業所調査が3件、個人調査が6件でございます。誤りの内容でございますけれども、幾つかあるのですけれども、例えば比較的大きなものといたしましては、本来金額を記載すべき欄に金額ではなくて集計の件数が誤って記載されておったと。あるいは本来全ての調査の項目が埋まっているべきところに一部虫食いのように空欄になっている部分があった、あるいは100%という記載をすべきところが1列抜けていたといったようなミスがあったところがございます。本来、このようなミスがあってはいけないことは重々承知してございます。そのようなミスが発生した背景といたしましては、先ほどの御説明にも申し上げましたけれども、この集計自体が毎年1月に集計がなされ、例年3月末までにその統計の調査の結果を取りまとめるということで、かなりタイトな日程の中で最終的な校正の段階で見落としがあったというのが私どもの反省点でございます。

今後でございますけれども、先ほども御説明いたしましたとおり、まずこの調査の公表時期を5月にするということで、十分な校正、点検の時間を確保するというので、この期間においてしっかりチェックを行っていく。当然委託先である受託事業者、それから私どもとの両方でしっかりダブルチェックを行っていくということで、このようなミスの再発を防止していきたいというふうに考えてございます。

それから2点目の御質問でございます。都道府県ごとの目標値でございます。このことにつきまして、目標数値自体が設定しないということでございますけれども、私どもとしましては、引き続きこの受託事業者とは調査の過程において綿密に連携をとっているところでございます。仮に調査の集計、回収の過程におきまして一部の地域で極端に例年に比べて例えば回収率が落ちているというような問題が発生した場合には、そういった地域に重点的に回収の督促を行ってもらおうといったことも働きかけることによって、全体の底上げを図っていくというような取り組みを進めていくようにしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○三輪専門委員 はい、結構です。ありがとうございました。

○尾花主査 ほかにないですか。

○川澤専門委員 今、集計の誤りについての御質問があったかと思えます。132/155と133に評価表を添付いただいております。その集計の正確性については133/155の36行目の正確性を確保するための対策が明示されているかというところが加点の評価対象だとは思いますが、その配点が5点というふうになっていて、問題の重要性が大きいのであれば、ほかの加点とのバランスを踏まえてもう少し点数を上げてもいいのかなと思えました。その点はいかがでしょう。まず1点目です。

○相本参事官 ほかの調査の例等も考慮しまして、もしバランス上そのような必要があるということがあれば、改めて検討させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○川澤専門委員 あともう1点なのですが、先ほど20/155の、オンライン回答のウェブ画面にアンケート質問数何問、所要時間が何分かかりますという形で記載することでウェブに積極的に誘導するという御説明があったかと思えます。調査の例えば97/155ページですとか個人票の協力依頼があるかと思うのですが、そこにはどのくらいの時間がかかるかというのが書かれていなくて、逆にこちらの方にオンラインでどのくらいの時間がかかるかというところもあわせて書いたほうが、回答してもらえる可能性が高まるのかなと個人的に思いましたので、御検討いただければと思えました。

○相本参事官 ありがとうございます。ご趣旨を踏まえまして検討させていただきます。

○生島専門委員 よろしいですか。御説明ありがとうございます。27/155ページの⑭の目標値で、事業所に対しての「配付率」85%と、もう一つの60%とあるのですが、こちらは実際に結果というか、何%だったかというのはどこに書いてあるのですか。回収率のほうは先ほどの資料を見たのですが、

○名和基盤整備係長 今回の御指摘のところは「配付率」のところではなくて、回収率の。

○生島専門委員 いいえ、回収率は、先ほど別紙16で何%かという実績が出ているのですけれども、こちらの「配付率」に対しての実績は出ているのですか。

○丸田基盤整備係員 お答えしますが、今のところ、この資料の中には載っていないということになっています。

○生島専門委員 ああ。それぞれ何%だったのでしょうか、実績は。

○名和基盤整備係長 違う表にはなりますけれども、直近の調査におきまして、企業調査

と事業所調査の2つの調査につきましては100%配布をしてございます。それから個人調査につきましては100%ではございませんで、事業所調査に出向いたときに個人調査を御協力いただけないところもございまして、そういったところが最終的には調査票を配布することができませんで、パーセンテージまでは算定はしておりませんが、調査対象数がおおよそ2万9,000に対して、配布できている数が2万3,000ほどになります。約6,000ぐらいの差が生じてございます。

○生島専門委員 これはその上の85%の目標に対しての部分の実数のお答えということですよ、今のは。

○名和基盤整備係長 はい。

○生島専門委員 下の60%に対してはどのような実績だったのでしょうか。

○名和基盤整備係長 個人票についての「配付率」のところにつきましては……。

○生島専門委員 これはでも「配付率」ではないですかね。これは協力事業所率？

○相本参事官 ちょっと今データがございませんで、後ほど事務局を通じて回答させていただきます。

○生島専門委員 わかりました。こちらは確保されるべき質の目標ではないということだと思っておりますけれども、目標値として数値が定められていて、かつ、10%以上下回った場合には報告書を出しなさいということの記載がございました。では、実際にこの達成がどの程度難しいものなのか、回収率のほうも達成できていないということでしたので、難易度としてやはり実績があったほうがいいのかと思いました。新規の方にとっては、まあ達成されるべき質ではないけれどもやはり目標値なので知っておきたいのかなというふうに思いまして、実績の開示と、こちらに関してもどのぐらい大変なことなのかというようなどの御説明などあったほうがいいのかというふうに思いました。

以上です。

○辻専門委員 御説明ありがとうございます。こちらはオンライン回答に誘導することが結構書いてあるようなのですが、このオンライン回答につきましてお伺いいたします。おそらく今、結構悪意を持った方がいろいろ妨害なさる事例とかが増えていると思います。乗っ取りとか改ざんとかでございます。そのあたりはセキュリティー上の何か基準とか、こういうセキュリティーを設けてほしいとかという何か基準はあるのでしょうか。

○名和基盤整備係長 特に設けてはございません。

○辻専門委員 総合評価の中でそれを評価する項目とかがあってあるのでしょうか。

○名和基盤整備係長 そこまでの設定はしてございません。

○辻専門委員 わかりました。

○尾花主査 簡単に3点だけ教えてください。33/155で、本契約は委託契約というのですが、契約金額の範囲内で支払って、それ以上費用がかかったとしてもお金を払わないタイプの委託契約と理解してよろしいでしょうか。

○名和基盤整備係長 はい、そのとおりでございます。

○尾花主査 それは一般的な調査ではそういう方式をとられているということですか。

○名和基盤整備係長 はい、入札を行いまして、契約額が上限になってございますので、それ以上の経費の支出があった場合でも、上限がありますので、それを超えた場合の金額については支出しておりません。業者の負担ということですか。

○尾花主査 そして、その委託の支払い方としては、項目をチェックして、その項目ごとに支払われているということですか。

○名和基盤整備係長 はい、年度末に調査終了と同時に成果物を納めていただくということで、調査期間における精査を行います。業者からの請求書に基づいて支出をしているということになりますので、成果物が都度納められたかどうかというところでの判断ということにしております。

○尾花主査 わかりました。

次に、評価項目の131/155から133にかけてなんですが、必須が100点で加点が200ということで、とりわけ3の「個別業務の実施方法」の加点が非常に大きいのですが、その際の定性的な評価は、例えば効果的・効率的というような指標が見られるのですが、これについては細かく判断されているのでしょうか。それとも右にございますように評価基準の10点・10点程度の判断なののでしょうか。

○名和基盤整備係長 今回の箇所につきましては、詳細なところまでの中身につきましては見ておりません。この表にある点数でもって付けているというような状況でございます。

○尾花主査 ということは、1点、3点、5点という幅ではなくて、20上げるか0かという、そういう考え方ですか。基礎と加点が100と200と、随分加点が多いと思うのですが、その加点で新規事業者が入ってくる時に何かができれば20すぐもらえるのか、それとも0なのか5なのか10なのか、そのあたりのメッセージが伝わっているほうが、御省がどんな業務をしてほしいか、どんな業務に大きな点をつけたいかということをお示しできるのではないかと申し上げた次第です。

○名和基盤整備係長 はい。

○尾花主査 もし書きぶりについて検討できるのであれば、お願いできればと思います。

あとそれから、三輪委員の御質問の点です。全体の目標数の把握で支障がないから、各都道府県についての目標は定めないことにしましたという緩和策を講じていただいています。とはいえ、実務上担保しますというお話だったんですが、実務上担保するための根拠になる条項というのはどこかにございますか。新規事業者からしますと、「これは都道府県ごとにやらなくていいんだ」というふうに思ったときに、御省が、「いやいや、ちゃんと都道府県ごとに調査をできるだけそろえてください」とおっしゃられる根拠を実施要項に書いておくほうが、どのような調査をしてほしいかという御省のメッセージになると思うので、書かれたほうがいいと思うのですが、書かれていないようであれば検討していただければと思います。

○相本参事官 評価基準につきまして、先ほどの都道府県ごとの努力目標につきましてはそれぞれ検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○尾花主査 では、何か、よろしいでしょうか。

それでは、実施要項の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 1点だけ、先ほど先生から御指摘ありましたオンライン回答のセキュリティー基準の評価に関しては、厚生労働省のほうが検討するということでよろしいでしょうか。

○相本参事官 ほかの事例も含めながら、こういった形でできるか検討させていただきます。

○尾花主査 多分、辻委員の御指摘は、オンラインで回答を誘導するのであれば、セキュリティーが今問題になっているので、事業者にセキュリティーの確保を求め、より高いセキュリティーのものに加点したほうが、御省としても安全によい事業が実施できるのではないかと、そういう御指摘かと思うので、ほかの例も含めて御検討いただければと思います。

○相本参事官 承知いたしました。

○尾花主査 それから、分割については、これは業務がそんなに大きくないので、事務局から御説明いただいた内容で、困難だと考えているというふうに理解しておりますが、それでよろしいですね。

○相本参事官 ええ、そのようなご理解をいただければと思います。

○尾花主査 はい、ありがとうございました。それでは、本実施要項（案）につきましては本日もって委員会での審議は終了したものと、改めて小委員会を開催することにはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○尾花主査 はい、ありがとうございます。今後実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（厚生労働省退室）

（国土交通省入室）

○尾花主査 それでは続きまして、国土交通省の国際航空旅客動態調査の実施要項（案）について、国土交通省 航空局航空ネットワーク部 空港計画課 空港施設高度利用推進室 楠山室長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○楠山室長 航空局の楠山と申します。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、資料B-3に基づきまして国際航空旅客動態調査について御説明いたします。本業務は、統計法に基づく一般統計調査でございます。国際航空旅客の流動実態を把握することで、将来の航空ネットワーク構築のための基盤づくりに必要な航空需要予測等各種検討の基礎データとして用いることを目的としております。後ほど、下のほうに利用例を記しておりますので、御説明させていただきます。

本業務の中身は大きく2つございまして、この表の①の部分の現地調査を行う実査業務と、この表の②の集計・分析業務の2つから成っております。

まず、①の実査業務でございますが、対象旅客につきましては、出国する日本人旅客、外国人旅客、そしてトランジット旅客としております。対象空港につきましては、右の日本地図で記しております31空港となりまして、この空港におきまして国際定期便及び定期的に就航するプログラムチャーター便が対象となります。実査時期につきましては、ピークといたしまして8月に1回、オフピークといたしまして11月に1回実施してござい

す。主要空港であります成田、羽田、中部、関空につきましては、1回当たり7日間、そのほかの空港につきましては1回当たり2日間実施しております。方法につきましては、サンプル調査でございます。全ての出発便から満遍なくランダムにアンケート調査を行うよう工夫をしております。調査場所につきましては、旅客ターミナルビル内の待合室ですとかラウンジで行っております。方法につきましては、主に被調査者にみずから記入してもらう方法をとっております。調査員につきましては、外国人に対して調査協力が求められるよう、英語、中国語、韓国語等に堪能な者を配置しております。

過去の実績といたしまして平成30年度の実例を記しております。調査票につきましては、日本語、英語、中国語、韓国語を中心に15カ国語、取り扱いサンプル数につきましては、成田から関空のこの実例のように、2,000から3,000余り、1万8,470件の調査をしております。1日当たりの実査従事者数でございますが、主要4空港で大体16名から20名、日本全国で182人の監督員・調査員を配置しております。

②の集計・分析につきましては、回収した調査票を検票いたしまして集計する業務でございます。週間拡大と年間拡大を行っております。集計した結果から得られる流動実態につきまして経年からの動向変化や航空情勢との関係、滑走路整備などの影響等について分析することとしております。

具体的な利用例でございますが、政府目標として、来年2020年に4,000万人、2030年には6,000万人のインバウンドの目標を掲げておりますが、こういった政策立案等の基礎データにしますとともに、国際航空旅客の流動実態から、将来の空港計画の策定、例えば滑走路をもう一本作るですとか、ターミナルビルを拡張する、そういった整備に必要な航空需要予測の基礎データとして活用しております。

次に、資料のB-2に基づきまして入札実施要項について御説明いたします。本調査は、入札契約手続におきまして、仕様書取得者数が複数ありますが、応札者が1者という状況が続いております。そのため、市場化テスト1期におきましては、従来、測量及び建設コンサルタントという業種でしたが、役務の提供にかえるなど、参加者の門戸を広げている状況でございます。今回さらに参加者が増えるよう工夫をしております。工夫をした点につきまして御説明いたします。

まず、8ページをお開きください。5.の入札参加資格に関する事項でございますが、従来は役務の提供等のAまたはBでございましたが、こちらはCまたはD等級まで拡大しております。

次に、9 ページを御覧ください。6. 入札に参加する者の募集に関する事項でございます。2 つ工夫をしております。1 つは公告期間の延長でございます。入札公告から質問受付期限まで、従来は10 日間であったものを40 日から50 日間に拡大しております。また、準備期間を確保するために、契約締結から調査の着手まで、従来は1 カ月だったものを2 カ月に拡大しております。

この工夫を行った理由といたしまして、資料B-4 を御覧ください。前回の市場化テスト1 期目の際に、応札した以外のもう1 者仕様書を取得された方に応札しなかった理由をヒアリングいたしました。その結果、本調査のような調査規模の大きい事業を行うためには、社内体制の検討に時間を要するという回答でした。それに対応するために、入札公告の期間と契約締結から実際の調査着手までの間を拡大したものでございます。

説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの実施要項（案）の御説明について御意見、御質問のある委員におかれましては御発言をお願いいたします。

○三輪専門委員 よろしいですか。何点か質問させてください。

調査のやり方についての質問からまず始めたいのですが、こちらの実査の時期は、ピークとオフピークで1 年に2 回あって、この空港7 日間ということなのですが、この7 日間は、全ての空港で同じ日程の7 日間というふうな理解で正しいですか。

○楠山室長 この資料B-3 の表の①の実査時期に記載しておりますが、成田、羽田、中部、関空につきましては7 日間、ほかの空港については2 日間程度でございます。

○三輪専門委員 私の質問は、その7 日間というのは、例えば月曜日から日曜日までとか、連続した7 日間で、しかもそれは全く、成田も羽田も中部も関西空港も同時に同じ日程でやっているのでしょうかといったことです。

○楠山室長 別の日程で実施しております。

○三輪専門委員 ということは、先ほどの従事者数合計を同時に投入するというふうな条件ではないというふうな理解ですかね。

○楠山室長 さようでございます。

○三輪専門委員 わかりました。

あともう1 点です。実査の方法がサンプル調査で、全ての出発便から満遍なくランダムにアンケート調査を行うと書かれているのですが、ちょっとこれも、出発便からランダムに便を選んでいるわけじゃなくて、この日程に当たった全ての便を対象として、基本的に

はその空港に来た人たちを満遍なく、ただし確率的なサンプリングとかはできないのだけれども、ランダムに近い形で、ラウンジだとかいろいろなところでとっているという、そういう理解で正しいですかね。

○楠山室長 そのとおりでございます。

○三輪専門委員 わかりました。

○辻専門委員 よろしいですか。御説明ありがとうございます。資料B-3でございますが、こちらの①の実査報告、調査員というところに、外国語、英語、中国、韓国語、韓国語等に堪能な者を配置とございます。1点疑問なのが、お客さんにランダムに話しかけるに当たっては、おそらく、例えば僕だったら、僕が英語しかできなかった場合には、アジア人の方にはちょっと、例えば中国の方とか話しかけにくいのかなと思ったりします。逆に、僕が中国語しかできなかった場合には、今度は欧米の方には話しかけにくいのかなと思うのです。そこで、ここで求めているのは、調査員の方というのは少なくとも英語、中国語、韓国語それぞれ3カ国語が全部しゃべれるということをご要望なさっているのか、それとも、1個の言語だけでも構わないと考えていらっしゃるのか、このあたりいかがでしょうか。

○楠山室長 基本的には1つの言語に堪能な調査員を配置しております。

○辻専門委員 ですと、1つの言語だけですと、ひょっとすると、今申し上げたように、相手方の母国語を推測するとちょっと話しかけにくいとかという状況が発生すると思うのですが、このあたりどういう対応をなさっているのでしょうか。

○楠山室長 出国に際して調査をしておりますので、例えば羽田空港ですと、羽田空港からどこの空港に行く、どの国に行くのかによって、どの国の方が乗っているかというのが把握しやすいものですから、その行き先の国によって調査員の語学に堪能な者の配置を決めている、そういうとり方をしております。

○辻専門委員 それは、実施要項に今のような形は書いてあるのでしょうか。

○藤田研修員 すみません、そこまでの記載というのはしてありません。

○辻専門委員 ただ、今みたいな対応をしてもらいたいと実施府省は考えていらっしゃるわけなのでしょうか。

○藤田研修員 はい、そのとおりでございます。

○辻専門委員 でしたら、そのようなことをもうちょっと詳しく書くことを1点御検討いただければと思いました。

以上です。

○楠山室長 承知いたしました。そのような工夫をさせていただきます。

○尾花主査 はい、どうぞ。

○川澤専門委員 先ほど、今回、参加資格の緩和ということで等級を拡大していただいたというお話がございました。別添1の評価項目一覧表を見ておりますと、配置予定作業責任者の経験の資格実績で、継続して技術士であるとか、土木学会認定については加点を3点と2点という形でしているのですが、ここはある意味、役務全般についての資格ということであれば、もうここは必要ないのではないかということも考えられると思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○楠山室長 空港での調査でございまして、作業責任者といたしまして、空港に関する知識がより深い者のほうが責任者としての的確であろうということで、参加資格要件ではないのですが、この資格を持っていらっしゃれば点数が加算されるという形で手続をとらせていただいております。

○川澤専門委員 わかりました。

あと同じく評価表で、資格・実績の類似実績のところに、交通・運輸に関するアンケート調査実績というのがあるかと思えます。これもどこまで含めるかなんですけれども、ある意味、海外旅行について等であれば、観光であるとか、交通・運輸の周辺部分についてのアンケート調査の実績も、実績として評価し得るのではないかと思います。そのあたりというのはどこまで広く実績として認定されていらっしゃるのでしょうか。

交通・運輸に関しというところを含めたほうがよりよいのかどうかという、つまり、観光であるとかほかの類似の実績でより合致するような実績も評価するのかと思いました。例えば交通統計を分析したことがあるとかそういうことではなくて、観光と観光庁の調査実績とか、そういうところも評価し得るのではないかと。そのあたりはどこまで広く評価しているのかなということを確認させていただければと思います。

○楠山室長 すみません、観光分野につきましては、おそらくこれに含まれると、類似業務の実績があるという判断をしていると考えているのですが、正確なところは確認させていただいて、事務局のほうに回答させていただくということによろしいでしょうか。もし観光がもう既に含まれているようであれば、観光が含まれるというような記載の仕方に修正させていただきたいと思えますし、観光が含まれていない場合については観光が含まれることについて少し検討させていただきたいと思えます。

○川澤専門委員 はい、ありがとうございます。

○浅羽副主査 いいですか。実施要項（案）の2ページで、事業者に調査票、アンケート用紙、別紙1を基本として15カ国語を原則として用意してくださいというふうに書いてあります。これはこれまでにもう既に実施されているものなので、既存の15カ国語分のアンケートがあるかと思うのですけれども、それは新規の事業者は使うことができないのでしょうか。

○藤田研修員 はい、できます。

○浅羽副主査 できますよね。だとしたら、これは何か全部新たに翻訳しなさいというふうに文言上読めます。あくまで変更の場合ですよね、もし何か項目を追加したいというときには事業者に15カ国語分やってもらうという趣旨だと思っていますので、何かあれば多分何の問題もなく、多分これは、日本語に何か1つサンプルでほかが15カ国語ありますとか書くだけで十分だと思いますので、何かあったほうがハードルは下がるかなと思います。御検討いただければ幸いです。

○楠山室長 過去の調査実績を参考にとという記載はしているのですが、御指摘を踏まえまして、変更がある場合のみ翻訳が必要だとか、もう少し工夫した記載の仕方に変更したいと思います。

○尾花主査 どうぞ。

○生島専門委員 私も調査票のところに関連してなんですけれども、こちら、その後、調査をして紙に記載をして、またそれからデータを入力することなのですけれども、これは例えばオンラインに調査票を置いて、例えばその場で一緒にタブレットを見ながらぼんぼんぼんと回答を記入してもらう、もしくは個別の場合は、じゃあこちらにありますので、ご自身でスマートフォンから入力していただけますよというようなご案内で大分作業も省力化できるのではないかなと思いますし、紙に書くよりスピードも速いのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。あと外国語の対応という意味でも。

○楠山室長 タブレットの活用等につきましては、中期的な課題として考えてはいるのですが、現状の調査の方法が、例えば羽田・成田空港のように多くの国際線利用者がいる空港におきましては、1便当たりのサンプル数が少ないものですから、1調査員に対して二、三名の被調査者になります。ところが、国際線が週1回とか週二、三回しか就航していないような地方の空港におきましては、その1便に対して10名、20名の方に対して調査員2名、3名という形で調査をしておりますので、現時点の調査のやり方ではタブレット

での対応が難しいものですから、紙での御説明をしております。つまり、調査員1名に対して5名から10名ぐらいの方に調査票を配って御説明をして記載をしてもらうという形をとらせてもらっているのですが、タブレットにつきましては1対1の対応にならざるを得ないものですから、中期的な対応でタブレットを考えていきたいというふうに現時点では考えております。

○生島専門委員 何か説明で、面接方式で調査員が記入していくというようなところがあったので、じゃあそれはそんなに大きな割合ではないのですね、ご自身で記入していただく。

○楠山室長 割合としてはかなり少なくなっております。

○生島専門委員 なるほどですね、わかりました。

○尾花主査 どうぞ。

○中川副主査 今のお話に関連してなんですけど、今年の実施要項云々ということではなく、このアンケートの項目を拝見すると、比較的選ぶ項目としてはシンプルだと思うんですね。で、多分このぐらいの項目ですと、タブレットを使わなくても、皆さんもうほとんどスマホに今なってきているかと思うので、スマホのアンケート機能を使うことでかなりの人員の省略と、それから一番楽なのは2番目の集計分析、ここにすごく大きな効果が出ると思うので、中長期的にはスマホの活用をぜひ御検討いただけたらいいかなと思います。

○楠山室長 わかりました。ありがとうございます。タブレットとともにスマホについても中期的に考えていきたいと思います。

○辻専門委員 おそらく、二次元バーコードとか見せて、ここを読み取ってくださいとかとやると早くできるかもしれません。

それから、このアンケートの外国語訳につきましてお伺いいたします。たくさんの方がございます。しかも、あまり日本国内ではメジャーとは言えない言語も使われていると思うのですが、各言語が正しく妥当に訳されているかという点は、どなたがどんなふうにチェックなさるのでしょうか。

○楠山室長 それは調査を行っている空港の現場でということですか、それとも調査票を回収した後に……。

○辻専門委員 この調査票自体です。

○楠山室長 回収した後、分析の際に。

○辻専門委員 まず、日本語でつくられた調査票を15カ国の外国語訳をされるのですよ

ね。その外国語訳の結果が妥当かどうかというのは、誰がどのようにチェックなさるのでしょうか。

○楠山室長 本調査業務を受注された方のほうでチェックをしていただいております。

○辻専門委員 ですと、この実施省庁のほうではその内容を信用するという状況なのではないでしょうか。

○楠山室長 そうです。

○辻専門委員 わかりました。

○三輪専門委員 ちょっと今の点に追加なのですが、普通、社会調査の現場だと、バック・トランスレーションというのですが、日本を英語で直す、そしてまた英語を日本語で直すといったことを繰り返して、もとの言語とぴったり合うような形でチェックしているはずですので、多分これも伝統があって、大分前にでき上がっている調査票じゃないかなと思うのですが、ただし、もし何か追加する、あるいは新しい言語を加えるというふうなことがありましたら、そういうしっかりとしたバック・トランスレーションというふうな、もとの言語に立ち返って、つまりそれぞれのネイティブがそれぞれ訳し合っただけで戻れるといったようなことを担保させるといったことを少しチェックがあったほうがいいかなと思いました。

あと、もう2点だけなのですが、私も、今の調査の環境が変わる中で、紙は要らなくてウェブですとかタブレット、スマホに置きかわっていくのはもちろん承知しているのですが、ただ、もし中期的なことということで今すぐじゃないと思いますけれども、変えるときは、きちんとした予備調査を行って、データのクオリティーが変わらないことを保証してからでないと、この調査で何だか突然スマホとかで反応する人が全然違う人が出て、全く今までと違うような傾向が出たりすると、調査上大問題になります。コストは安くなるけど、安かろう、悪かろうではデータは全く意味がありませんので、その辺は慎重になさったほうがと思います。

で、同じことがこの事業者の事業の分割についてもやはり言えて、もちろん可能だと思います。私は多分これは、今お聞きする限り、この事業の何か全国的な調査員の数が問題じゃなくて、多分言語の多様性があるって、それに対応できない会社が多いのではないかなと私は何か今思いました。ただ、分割はもちろん可能なんでしょうけれども、そのときはちゃんとコントロールして、おのおのの調査会社がおのおのの何かローカルルールで実査をするようなことがあると、会社ごとにクオリティーが違うようなデータが出てしまう。

やはりこれも調査のデータの連続性として大問題となりますので、この辺も少し慎重に進められたほうがいいのではないかなというふうに私は思いました。

○尾花主査 ありがとうございます。

○楠山室長 バック・トランスレーションの件、ありがとうございました。実際どのようにしているか確認しまして、もしやっていない場合はしっかりやるように対応したいと思います。

○川澤専門委員 今、15カ国語というかなり多言語調査になっているというお話があったかと思うのですが、実態としては、英語以外の言語での回答というのはどのくらいされているのでしょうか。おそらく簡単な内容であれば、ほかの母語であっても英語でカバーできる方も多いと思うので、もしかなり英語での回答が多いのであれば、それを実績として説明会で補足していただくようにしたほうが、新規事業者にとっては、多言語にどのくらい注力しなきゃいけないかというのがあると思いますので、そのあたりご配慮いただければと思います。

○楠山室長 日本語、英語以外では、東アジアとの交流が多うございますので、基本的には中国語、韓国語が次いで多いです。かといって、ではほかの11カ国語が要らないかという、羽田、成田、関空を中心にこのような国々と路線が張られていますので、英語、中国語、韓国語以外の使用頻度は多くはないのですが、必要なものだと考えておりますので、基本的には、短期的には現状の調査方法でさせていただければというふうに考えております。

○尾花主査

最後に1点なのですが、事業の規模が大きいと思って入札されなかった方の懸念というのは、先ほどから委員が指摘している、例えば調査方法が同日ではなくて、別の日だから重複して人材を投入する必要がないのだよということが今の議論でわかったので、そういうことを記入することにより、アンケートの全翻訳ではなくて、変更部分だけやればよくて、既製のものを使えばいいんだということを書くことによって、事業の規模も減ることにより低減できるものと思います。それから、満遍なく調査の「満遍なく」というのが、また御説明いただいたとおりの書き方だとすると、非常に業務範囲を明確に理解することができて、新しい業者が、そんなに事業の規模は大きくないと思えるのではないかと、そういうことによって、分割することによる調査精度の低下を考えずに、いい情報を収集できるのではないかと思いますので、事務局と相談の上、調査手法についての記載を工夫

していただくとよろしいのではないかと思いましたので、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。それでは実施要項（案）の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 記載内容の修正も含めて種々いろいろ御指摘いただいておりますので、実施府省のほうと確認して、また改めてご報告をさせていただきたいと思います。

○尾花主査 はい、それでは、本実施要項案につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了をしたものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや管理委員会への報告資料の作成については、私に一任させていただきたいと思いますが、委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○尾花主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願います。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（国土交通省退室）

（厚生労働省入室）

○尾花主査 それでは、続きまして、厚生労働省所管「農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）」の実施要項（案）について、厚生労働省 職業安定局 雇用開発企画課 農山村雇用対策室 小林室長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度で願いいたします。

○小林室長 厚生労働省の小林です。よろしく願いいたします。

農林業職場定着支援事業（林業就業支援事業）でございます。昨年度もこの場で御審議いただきましたので、事業内容など基本的なところは簡単に御説明させていただきます。

資料C-3をご覧ください。事業の目的ですが、要点のみ言いますと、林業で働く方を増やしたいということと就職した後の職場に定着をしていただきたいということを目的としている事業でございます。そのための具体的な事業内容は、林業の求職者の方に対して林業の講習を行う部分と、林業事業体に対して雇用管理の改善を促すセミナーを開催し、

そこに参加していただくという部分があります。また雇用管理改善に向けて、就業規則などのルールづくりを会社で用意していただくときの個別支援を行ったりしているものです。

下の表の中で、昨年度御指摘をいただきましたところについて、赤字で規模・数量等の欄に林業関連分野への就職率48%と記しています。適切なアウトカムを設定する観点から林業関連分野への就職率も設定してはいかがかという御意見をいただいていたので、今年度の仕様に入れさせていただきました。後ほどまた御説明します。

2ページ目ですけれども、この委託事業では、実施体制を組んでいただくことになってございます。中央に統括責任者1名と支援講習と雇用管理改善担当それぞれ2から3名ずつで、地方は各都道府県に1名ずつの体制を組んでくださいという仕様にはしていますが、昨年度までは上限を設け、例えばアドバイザー補助員を3名までとしていたところ、少しアバウトにしまして、程度という言い方にしました。それは、調達方式を総合評価落札方式に変えようと思っておりますので、それに合わせて事業体の検討余地を少しでも広げようという趣旨です。

次のページですが、一者応札改善に向けて、今回取り組もうとしている内容について御説明します。総合評価落札方式の導入でございますが、昨年度は財務省協議の準備が間に合わず見送っていたところですが、今年度は、財務省協議を今まさにかけようとしているところです。ただ、協議が終わったわけではないので、本日現時点で決定したということとは言えないのですが、仕様にも評価基準等を整理していますので、我々側としての準備は整っており、総合評価落札方式にて調達したいという意思は御理解いただきたいと思います。

総合評価落札方式の具体的な手続きに関しまして、仕様書の25ページの第8の落札者を決定するための評価基準、落札者の決定方法に関する事項に記載しております。さらに、別紙4-1から別紙4-2に評価項目、評価基準、それから企画提案書のひな形を別紙5で掲載しました。内容について御審議いただきたいと思っております。

それから、②の事前スケジュールの延長ですけれども、今年度、現時点でスケジュールを組みますと、50日間ほど公告期間がとれるのではないかとと思っております。

それから、③の複数年契約を導入したいと思っております。導入には予算措置を伴うものですから、昨年度は時期的に間に合わなかったもので、今年度、財政当局に複数年契約を要求しております。12月に予算が決まるとすれば確定ではないのですが、我々としては3年間契約の予算要求をしている事実があるということでございます。

複数年契約にすることによって、先ほど言いましたように体制を組んで事業を実施する上で、新たに参入を検討する団体からすれば、1年間ではその体制を用意しても成果が出ないうちに終わらなければならないといったリスクも参入障壁の一つとなっていると考えますことから、複数年契約の導入によって、参入の広まりを期待しております。

それから、仕様のさらなる明確化等ということで、事業実績情報を前回よりも詳細に開示いたしました。具体的には、これは実施要項の別紙3の従来の実施状況に関する情報の開示の項目に、事業費の中の「うち、再委託額」という項目を記載しました。これも、昨年度はエビデンスが整っていなかったものですから、今回準備いたしまして記載するようにしたところでございます。

それから、資料D-3には特筆はしていませんが、昨年度御指摘いただきました林業関連分野への就職率を確保すべき質の項目に要求水準として加えてはどうかという点につきまして、実施要項の18ページに記載しております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは、ただいまの実施要項（案）の説明について御質問、御意見のある委員におかれましては、御発言をお願いいたします。

○辻専門委員 よろしいですか。御説明ありがとうございます。現状、受託なさっている事業者以外に、例えばこういう業界に声をかけているとかというものはあるでしょうか。

○小林室長 昨年度もこの委員会で御指摘いただいておりますので、結局、説明会には来ていただけなかったのですが、当省のほかの委託事業で、職業講習のような業務を受託している会社であるとか、当室のほかの委託事業の業者とかにも声かけをいたしました、説明会に来ていただくまでには至らなかった、これを継続してやっていく必要があると思っています。林業という分野にやはりノウハウがなく、ゼロから勉強していかなきゃいけないという声も多かった、林野庁などからも情報収集して、色々な事業者にあたっていきたいと思います。

○辻専門委員 会社組織以外に、例えばなんですけれども、これはもう僕の個人的な感想なのですけれども、例えば大学とかというのはあり得る話でしょうか。農学部とか演習林を持っていらっしゃる大学とかでございます。このあたりいかがでしょうか。

○小林室長 ちょっと想定はしていなかったですけれども、あり得るとは思います。会計がしっかりしているようなところであれば大丈夫かとは思いますが。

○辻専門委員 かなり受託できる方々は限られると思いますけれども、何とかそのような

関連する知識を持っていらっしゃるようなところに広くお声かけをしていく、このことを御検討いただければと思います。

以上です。

○尾花主査 本事業は、就業者に対する講習の事業と、就職先となる林業事業体に対する支援事業に分かれます。林業事業体に対する支援事業の内容としての研修会のテーマを見ますと、そんなに専門的ではなく、一般的な労務管理の内容のように思えるのですが、こちらを分割して事業を実施していただくと、入札者として社会保険労務士会の方、そのほか一般的に新規事業者に対する労務管理の方法を教えておられるような業者が入ってこられるのではないかと考えるのですが、その点について、御検討はいかがでしょうか。

○小林室長 御指摘の点は、課題として認識しては、今後とも検討はしてまいりたいと思います。その上で、今年度の考えといたしましては、この事業の就職率が高い方であると認識していますが、この水準を維持できる要因として、地域での求職者のニーズと事業体からの情報、ニーズを、一体的に把握しながら運用されているので、就職率が高くなっているのかなというところがありまして、その質をなるべく落とさないような分割の仕方があればいいと思っています。もう少し実績を分析しながら検討していきたいと考えております。

○尾花主査 今のお話は、求職者に対するアプローチと、事業体に対するアプローチを同一事業者がやることによってより効果的な就業支援ができるとお考えになっているということですね。

○小林室長 そうです。

○尾花主査 ですね。そうであれば、例えば、せっかく一緒にするのであれば、その部分が何か総合評価の項目に反映されているといいように思うのですが、その点は検討の余地はございますか。

○小林室長 そうですね、総合評価の評価基準は、今回初めて導入することとしたことから、むしろ誰もが企画提案しやすい一般的な項目になるようにしました。御指摘の趣旨に沿うような内容についての検討はできます。

○尾花主査 はい、わかりました。

○川澤専門委員 先ほど就職率が比較の実績としてはいい状況だというお話があったかと思いますが、平成30年度の実績を見ますと、修了者の就職率が75%で、林業分野が48%となっておりまして、一方で実施要項の18ページを見ますと、質の設定の目標としては、

実績よりも低い71%と実績と同じ48%としているのですが、逆にもう少し高い目標値を設定するという事は考えられないのでしょうか。

○小林室長 過去3年の平均を用いており、ある意味トレンドの捉え方という以外の理由はありません。考え方の問題なので、高くするのはやぶさかではないです。

○川澤専門委員 なるほど。今の取り組みで75%を達成しているようであれば、今回総合評価にもするので、より効果的な取り組みを評価して、より目標を高い数字に設定するという事は考えられると思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

○小林室長 わかりました。

○尾花主査 別紙3の従来の実施状況に関する情報の開示のところなのですが、林業就業支援講習という求職者に対する講習は再委託が非常に大きい割合を占めていて、おそらく全国森林組合連合会が受託事業者となるも、その下部団体の森林組合に対して林業就業支援講習は委託しているのではないかと、他方、雇用管理改善についてはほとんどが全国森林組合連合会がやっていると推測しています。これを見ると、現場に近い林業就業支援講習というのは森林組合のお力を借りない限りできないような気はしますが、やはり雇用改善の林業事業体のほうに対するものについては、一般的な業者の参入は可能なのではないかとすることも考えられます。総合評価で一体とやることによる、より効果的な部分を大きく評価するか、もしくは一般的な林業事業体に対する雇用改善みたいなものは全国森林組合連合会以外にもやれる業態はたくさんあるかと思しますので、分割もしくは一体とやることによる効果的な調達、どちらかについて何か御検討をいただければと思います。

○小林室長 はい、わかりました。

○尾花主査 ほかはよろしいですか。はい。

ありがとうございます。それでは、実施要項(案)の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ただいま御指摘いただいた点で、実施要項の記載内容を変更すべき点等々について、実施府省と確認した上で、また改めてご報告をさせていただきます。

○尾花主査 それでは、本実施要項(案)につきましては、本日をもって小委員会での審議は終了したものと、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項(案)の取り扱いや管理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○尾花主査 ありがとうございます。今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員へお知らせし、適宜意見交換をさせていただきますので、よろしく申し上げます。なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（厚生労働省退室）

— 了 —